

3. SIDS の法医学的検討

昭和六・法医 渡辺 富雄

SIDS とは、「剖検によってもその原因が不詳である」というと、いかにも実証を欠く信頼感にとぼしい疾患のように思われる。しからば、法医実務家が平素手がけている鼻口閉塞による窒息・吐乳吸引による窒息・間質性肺炎などには歴然たる実証があるのかというと、何も無い。有るのは、肉眼的所見での血液暗赤色流動性・諸臓器のうっ血・粘漿膜に溢血点散在・生活反応（溺死様の所見）を伴わない気道内乳汁介在・顕微鏡所見として肺の一部分に限局した細胞浸潤などが共通所見であって、これらは窒息死を含めた突然死の所見でしかない。しかるに、これらの所見を死亡前後の状況に合わせて、適当に取捨選択して剖検診断名にしている前時代的処理は、欧米先進国では既に姿を消したが、わが国では通用している。死因としての確証がないのに、さも証拠があるかのごとく決めつけた結果が社会的にどのような弊害をおよぼすかにもっと留意する必要がある。

表1に示すのは、1980年と1981年における法医解剖例から判断される SIDS とその疑いのある解剖例数である。この中には監察医制度による行政解剖は含まれていない。

「法医鑑定例概要」という日本法医学会の内部資料に解剖例を報告（1980年から実施）しているのは、1980年では66機関あり、そのうち28機関（42.4%）が、1981年では70機関のうち31機関（44.3%）が、この2年間合計では72機関のうち42機関（58.3%）が、表1に示す SIDS に関与する解剖を行っている。

これらの法医解剖機関で、1980年に SIDS の剖検診断名を用いているのは28機関のうち9機関（32.1%）であったが、1981年には31機関のうち16機関（51.6%）に増えている。機関の重複を避けて、この2年間を合算すると42機関のうち20機関（47.6%）は SIDS を認知していると見ることができる。ただし、SIDS の認知の程度は、個々の執刀者によって異なるので、同一機関の解剖で総一されているとは限らないが全般的傾向を覗き知ることができる。

表1 SIDS とその疑いのある法医解剖実施状況

| | | S I D S | 鼻口閉塞 | 吐乳吸引 | 肺 炎 | 検討中不詳 | 計 |
|-------|------|---------|------|------|------|-------|-------|
| 1980年 | 機関の数 | 9 | 8 | 6 | 10 | 4 | 28 |
| | その割合 | 32.1 | 28.6 | 21.4 | 35.7 | 3.6 | 100.0 |
| 解剖例数 | | 14 | 12 | 9 | 14 | 6 | 55 |
| | 機関の数 | 16 | 11 | 7 | 5 | 3 | 31 |
| 1981年 | その割合 | 51.6 | 35.5 | 22.6 | 16.1 | 9.7 | 100.0 |
| | 解剖例数 | 24 | 12 | 12 | 10 | 5 | 63 |
| 計 | 機関の数 | 20 | 16 | 11 | 12 | 5 | 42 |
| | その割合 | 47.6 | 38.1 | 26.2 | 28.6 | 11.9 | 100.0 |
| | 解剖例数 | 38 | 24 | 21 | 24 | 11 | 118 |



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



SIDS とは、「剖検によってもその原因が不詳である」というと、いかにも実証を欠く信頼感にとぼしい疾患のように思われる。しからば、法医実務家が平素手がけている鼻口閉塞による窒息・吐乳吸引による窒息・間質性肺炎などには歴然たる実証があるのかということ、何も無い。有るのは、肉眼的所見での血液暗赤色流動性・諸臓器のうっ血・粘漿膜に溢血点散在・生活反応(溺死様の所見)を伴わない気道内乳汁介在、顕微鏡所見として肺の一部に限局した細胞浸潤などが共通所見であって、これらは窒息死を含めた突然死の所見でしかない。しかるに、これらの所見を死亡前後の状況に合わせて、適当に取捨選択して剖検診断名にしている前時代的処理は、欧米先進国では既に姿を消したが、わが国では通用している。死因としての確証がないのに、さも証拠があるかのごとく決めつけた結果が社会的にどのような弊害をおよぼすかにもっと留意する必要がある。